

# フィデリティ退職・ 投資教育研究所 レポート

## 日本の相続と投資の実態

5500 人の相続人アンケートにみる相続による資金移動

2012 年 3 月



フィデリティ投信株式会社



# 日本の相続と投資の実態

## 5500人の相続人アンケートからみる相続による資金移動

### ポイント

1. 国税庁のデータによると、2009年の死亡者数は114.2万人で、そのうち相続税の対象となる被相続人は4.6万人、課税対象資産は年間11兆円となっている。これに非課税対象枠も考えると、フィデリティ退職・投資教育研究所では、現在の相続資産市場は40-50兆円程度と推定している。今後、高齢者の増加に伴って年間死亡者数は、2030年代後半には160万人台へ約50%弱も増加すると予測され、それにつれて相続資産市場もかなり拡大すると推測される。
2. 相続人5500人の平均像は、50歳代で一戸建ての持ち家があり、相続平均額は3000万円強。8割が親子間相続で、そのうち7割が別居している。また、相続金額を明示した2478人の平均値で、アンケート対象5500人の相続資産総額を推計すると1745億円となった。内訳は、現金・預貯金41.9%、有価証券12.5%、土地47.4%。これで相続資産市場全体の推計値50兆円を案分すると、現金・預貯金は21兆円、有価証券は6.3兆円、土地23.7兆円となる。
3. 相続による高齢者の資金移動に関しては、
  - 【地域間】親子間で別居が7割にも達するが、3大都市圏以外から都市圏に流れる件数は2割程度に留まる。
  - 【金融機関間】被相続人と相続人が同じ金融機関に口座を持っている比率が7割近くに上っているが、金融機関間の移動は意外に多い。特に3大都市圏以外から都市圏への移動では、都市銀行、ゆうちょ銀行、証券会社が有利。相続人が使い慣れた金融機関に落ち着く傾向が強い。
  - 【資産間】相続人の7割が投資経験を持っているが、相続した金融資産はそのまま現状維持を続ける傾向が極めて強い。投資対象商品は退職金での投資の傾向に類似。
  - 【世代間】相続人の2割ができるだけ子供に残したいと考えているが、現状の高齢者の生活状況から、都会ほど、また女性ほど、「自分で使い切る」と考えている傾向が強くなっている。
4. これまでのアンケート調査で、退職後の資産準備として相続を当てにする比率は総じて小さかったが、配偶者からの相続を当てにする女性の比率は高齢ほど高いことがわかっていた。今回のアンケートでは、期待値とのギャップを聞いたが、期待していた人の4人に1人は「期待していたほどの金額ではなかった」と答えている。

### 目次

1. 遺産相続市場、年間50兆円にも
  - 年間の死亡者数は今後30年間で5割増に
  - 相続税の課税対象は年間11兆円
  - 相続市場全体では年間40-50兆円程度か
2. 5500人アンケートにみる相続人の実像
  - 2478人が相続金額の内訳まで回答
  - 相続人は50歳代で、一戸建て持ち家比率が高い
  - 相続人の8割が親からの相続で、7割が親と別居
3. 5500人アンケートにみる相続内容
  - 相続金額は平均で3000万円強
  - 相談相手が居るのは6割、そのほとんどが家族
4. 相続で高齢者の資産はどう動くのか
  - 親子間相続で地方から都会に流れる資金は2割に留まる
  - 金融機関間の資金移動—都市銀行、ゆうちょ銀行、証券会社に優位性
  - 資産間では現状維持の姿勢が濃厚、それでも有価証券は6兆円以上が動く
  - 2割弱が子供への遺産相続を希望
5. 退職後の生活費確保と相続
  - 高齢女性の相続額に対する落胆が心配

## ＜アンケート調査の概要＞

- 調査対象者:過去5年以内(2007年1月から2012年1月)に生前贈与を含まない遺産相続を受けたことがある20歳以上の男女(個人)
- 調査地域:全国
- 調査方法:インターネット調査
- 調査期間:2012年2月3日(金)～2月13日(月)の10日間
- 配信パネル数:306,559件
- 本調査回収サンプルサイズ: 5,500サンプル(条件該当率7.1%)

■ サンプル構成 (上段:比率/下段:件数)

全体	男性							女性						
	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上
100.0%	60.2%	0.9%	4.3%	13.4%	24.7%	14.4%	2.5%	39.8%	1.4%	4.9%	12.1%	14.9%	5.5%	1.1%
5500	3309	47	237	736	1358	791	140	2191	78	269	663	817	305	59

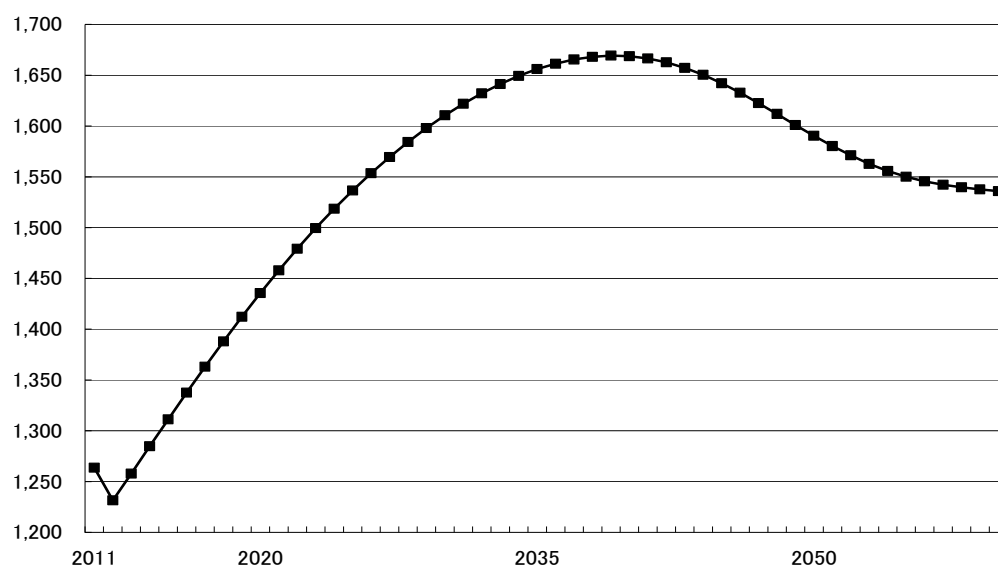
# 1 遺産相続市場、年間50兆円にも

## 年間の死亡者数は今後30年間で5割増に

遺産相続は既に巨大な市場になっているのみならず、今後もかなり高い伸びが予想されるとみられている。国立社会保障・人口問題研究所が2012年に発表した将来人口推計では、年間の死亡者数のピークは2039年の166.9万人(死亡中位)。2009年の114.2万人からは46%も増加するとしている。日本の資産の大半を高齢者が保有する現状では、高齢者の死亡数の増加はそのまま遺産相続の規模の拡大に繋がる可能性が高い。

図表1 死亡者数の推移

(単位：千人)



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の推計結果表で使われた死亡数(死亡中位)

今回の遺産相続を受けた5500人に対するアンケート調査は、なかなか表面化しない相続に関する実態を明らかにしようとするものだ。分析は次の2つの視点で行った。第一は、相続市場の急拡大が高齢者からの資産の移転を促すことになり、これが地域間、金融機関間、金融資産間、そして次の世代との間でどんな移動をする可能性があるかを見極めることである。第二は、相続が50代、60代になって発生することから退職後の生活資金の一助として期待する見方があるが、実情としてどれだけ期待がもてるものなのかを見極めることである。

## 相続税の課税対象は年間11兆円

まずは日本の年間相続金額がどれくらいの規模になっているかを推計することから始める。相続に関する統計では、国税庁の相続税の申告データがあるが、対象が課税対象のみであることから、全体の規模を知るには不十分となっている。そこで、一般に利用可能な統計データ、並びに今回のアンケート結果の一部を使って年間の相続総額を推計した。

国税庁の平成21年の相続税の申告状況(最新、平成22年12月発表)によると、平成21年1月1日から12月31日までの1年間に亡くなった人は114万1865人(厚生労働省統計情報部「人口動態統計」)だった。このうち相続税の課税対象となった被相続人数は4万6439人で、全体の4.1%。また相続人数は13万4493人(1被相続人あたり2.90人の相続人)で、そのうち相続税を納付した相続人は11万5574人であった。

相続による取得財産価額は11兆714億円で、被相続人1人当たり2億3800万円、相続人1人あたり8232万円である。課税額は10兆1230億円で、相続納付税額1兆1631億円、被相続人1人当たり納付総額は2505万円、相続人1人当たり納付額は865万円となっている。

図表2 相続税の課税状況の推移

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額		
	人	百万円	百万円	百万円	人	百万円	人	
平成16年分	2004	131,279	9,861,773	1,607,472	465,409	111,820	1,065,057	43,488
17	2005	135,803	10,195,255	1,690,375	466,987	116,309	1,156,712	45,152
18	2006	134,722	10,405,555	1,795,516	509,194	115,389	1,223,418	45,177
19	2007	137,957	10,655,731	1,833,270	500,979	118,582	1,266,612	46,820
20	2008	139,695	10,748,248	1,825,414	502,853	120,038	1,251,669	48,016
21	2009	134,493	10,123,038	1,666,079	433,229	115,574	1,163,159	46,439

(出所) 国税庁ホームページ「相続税 課税状況」

図表3 課税価格階級別 相続税の課税状況

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	百万円	百万円	百万円	百万円	人
1 億 円 以 下	10,750	901,125	20,290	4,536	13,135	24,658
1 億 円 超	21,783	3,033,572	31,112	18,605	126,282	70,586
2 億 円 //	6,601	1,592,635	15,295	9,954	134,623	23,277
3 億 円 //	4,280	1,622,784	11,668	9,583	217,524	15,627
5 億 円 //	1,369	800,446	6,968	4,948	137,521	5,135
7 億 円 //	842	697,495	4,606	4,077	145,394	3,144
10 億 円 //	639	858,821	7,595	5,173	207,920	2,435
20 億 円 //	122	291,680	2,729	745	81,140	461
30 億 円 //	33	117,701	3,294	822	35,745	139
50 億 円 //	9	50,711	48	4	14,890	38
70 億 円 //	4	32,518	7,189	63	10,669	20
100 億 円 //	6	107,761	-	70	36,945	27
合 計	46,438	10,107,248	110,794	58,582	1,161,788	145,547

(注) 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成22年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(出所) 国税庁ホームページ「相続税 課税状況」

## 相続市場全体では年間40-50兆円程度か

国税庁のデータで捕捉されている相続額は11兆円で、対象となる被相続人は年間死亡者数の4.1%に過ぎない。一般に、基礎控除や配偶者控除などがあり、これを下回る相続額の場合には、この統計には捕捉されない。そこで国税庁の統計でカバーされなかった110万人の相続総額を、以下の前提で推計してみた。

まずは被相続人の資産から推計をする。国民経済計算によると、個人資産総額は2009年末で2403兆円。うち金融資産は1453兆円で全体の60.5%。また土地(時価評価)が733兆円、構成比が30.5%、その他が217兆円。平成22年の家計調査によると、70歳以上の1世帯あたり貯蓄は2232万円。個人資産総額と同じ比率と考えると、個人の資産総額は土地の評価額を含めると3689万円と推計される。この資産額を110万人が平均して保有していると仮定すると、その総額は40.6兆円と推計される。国税庁のデータ11兆円とあわせて、相続総額は51.6兆円となる<sup>注1</sup>。

一方、相続人のデータから推計を行ってみた。2009年の国税庁の相続に関するデータによると、被相続人総数は4万6439人で、その相続に関して配偶者控除を受けた人数は2万1680人。すなわち、46.6%が配偶者間の相続があったことになる。2009年の死亡者総数114.2万人(男性60.9万人、女性53.3万人)のうち46.6%に配偶者間の相続があったと仮定すると、53.2万人が対象となる。一方、対象となる相続人総数は、国税庁のデータから被相続1人に相続人2.90人を前提とすると、331.2万人と推計される。そこから配偶者相続53.2万人を除いた278.0万人が親子間での相続人数と推計する。

それぞれの相続金額は、今回フィデリティ退職・投資教育研究所が行ったアンケートからの推計値を利用する<sup>注2</sup>。今回のアンケートでは2478人の相続人が相続の総額のデータを回答したが、親子間の相続額の中央値は1002万円、配偶者間の相続の中央値は1999万円であった。なお、相続の場合には金額のバラツキが大きく、平均値は高額の相続額に大きく引き連られるため、中央値を使った。

これらの数値から、配偶者間の相続総額は10.6兆円(=53.2万人×1999万円)、親子間の相続総額は27.9兆円(=278.0万人×1002万円)で、合計38.5兆円と推計される<sup>注3</sup>。

注1 野村資本市場クォーターリー2010 夏号「近年のわが国の相続動向とその示唆」(宮本佐知子研究員)では、「足元の相続市場全体の規模は約50兆円と推定される」と言及している。

注2 被相続人の続柄で分けると、父親50.1%、母親29.9%、配偶者2.9%、その他17.1%となり、親子間の相続が8割を占めた。ただ、父親からの相続の場合、配偶者も遺産相続を受けている可能性が高い。インターネットアンケートの制約から高齢女性の参加率が低いと推計されることから、父親からの相続の場合、アンケートには参加しないものの配偶者への相続が行われたと推定した。

注3 配偶者間、親子間以外の相続も想定されることから、これらの推計値はあくまで概算と考える必要がある。

## 2 5500人アンケートにみる相続人の実像

### 2478人が相続金額の内訳まで回答

今回のアンケートは、インターネットを使った。アンケートを送信したパネル数は30万6559件で、そのうち、5年以内に相続を受けた人を条件として、サンプルを集めたところ5500人が該当した。この5500人は一般的な相続に関する設問に回答していただいたが、相続金額とその内訳まで回答いただけたのは2478人となった。

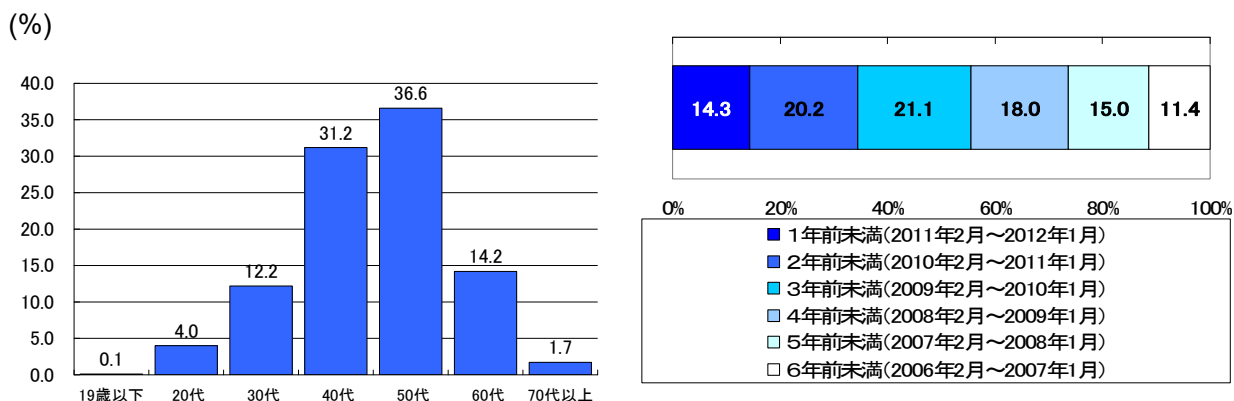
インターネットでのアンケートとしてのバイアスは、高齢女性の比率が母集団よりも少なくなっている可能性が高いことだろう。ちなみに、5500人の内訳は、男性が60.2%、女性が39.8%とそれほど男性に偏っているわけではないが、50歳代(男性24.7%、女性14.9%)、60歳代(男性14.4%、女性5.5%)、70歳代(2.5%、1.1%)と高齢層ほど男女比の格差が出ている。ただ、今回のアンケートの主目的は、夫婦間の相続よりは、親子間の相続による資産の世代間移転と、それに伴う金融資産間の移転の動向を推定することにあり、この面での大きな影響は無いと考えている。

### 相続人は50歳代で、一戸建て持ち家比率が高い

まずは相続人の平均像をまとめてみたい。相続人の現在の平均年齢は51.8歳で、最多年齢層も50歳代。一方、図表4のとおり、相続を受けたときの年齢の平均値は49.4歳。ただ、最多年齢層は50歳代となっており、60歳代は現在の年齢の分布と比べると相対的に少なくなっている。この面からみると、相続人の平均像は50歳代とする方が適切だろう。

図表4 相続人の年齢分布と相続時期の分布

(1) 相続人の現在の年齢 (回答数=5500人) (2) 相続人が相続を受けた時期(回答数=5500人)



現在の年齢と相続を受けた年齢の差から相続を受けた時期を推計することができる。スクリーニングの条件で、5年以内に相続を受けた人を対象としたこともあり、現在の平均年齢51.8歳、相続時年齢49.4歳から実際に相続したのは2.4年前、2009年夏場前後ということができる。比率で見ると、55.6%の相続人がリーマンショックの後に相続を受けたことになる。

次にアンケートに回答した相続人の属性をまとめてみる。家族構成では全体の71.9%が既婚者で子供を持ち、職業としては3分の1が会社員など正規雇用の勤め人となっている。特筆すべきは、持ち家の比率の高さで、全体の81.7%に達している。なかでも持ち家一戸建てを保有している人は3502人、全体の63.7%と約3分の2となっている。

これは、持ち家を相続したことが影響していると推測される。ちなみに、不動産を相続した2221人のうち一戸建て持ち家保有者の比率は71.5%に達している。

図表5 相続人の家族構成 (回答数=5500人)

(単位：%)

未婚	既婚計		
		子供あり	子供なし
16.0	84.0	71.9	12.1

図表6 相続人の住居形態 (回答数=5500人)

(単位：%)

持ち家一戸建	持ち家集合住宅	賃貸一戸建	賃貸集合住宅	その他
63.7	18.0	2.6	14.9	0.8

図表7 相続人の職業分布 (回答数=5500人)

(単位：%)

会社員役員、経営者	会社員、店員、技能職、公務員などの正規雇用の勤め人	パート、アルバイトなどの非正規雇用の勤め人	自営業、自由業、個人事業主	専業主婦、無職(年金生活を含む)	その他
6.0	37.4	12.1	14.9	27.2	2.5



## 相続人の8割が親子相続で、7割が親と別居

調査に回答した5500人のうち、父親からの相続が2923人で53.1%、母親からの相続が1542人、28.0%で、親子間の相続が合計で81.2%を占めた。その一方で配偶者からの相続は192人、3.5%にとどまった。その点で、今回のアンケートはより親子間の相続の実態をみることに焦点を当てることができよう。

5500人のうち、被相続人と同居をしていた比率は30.0%で、残り70.0%が別居をしていた。親子間の相続となった4465人に限って同居の状況を見ても、結果はほとんど変わらず、69.7%が別居をしていた。この約7割の別居のうち、4割に相当する人が同じ都道府県で別居、3割が他都道府県で別居となっている。

図表8 被相続人との同居・別居の状況

被相続人	被相続人との同居・別居の状況					
	総数	同居	別居			
			合計	同じ都道府県	違う都道府県	海外
総数	5500人	30.0%	70.0%	39.9%	29.8%	0.3%
配偶者	192人	91.7%	8.3%	5.2%	3.1%	0.0%
親合計	4465人	30.3%	69.7%	40.3%	29.2%	0.3%
父親	2923人	29.7%	70.3%	40.7%	29.4%	0.2%
母親	1542人	31.4%	68.6%	39.6%	28.9%	0.1%
その他	843人	14.4%	85.6%	45.8%	39.0%	0.8%

### 居住地別

首都圏	1772人	24.0%	76.0%	32.3%	43.5%	0.2%
阪神圏	955人	25.9%	74.1%	43.2%	30.3%	0.6%
愛知県	409人	33.5%	66.5%	46.7%	19.8%	-
その他	2364人	35.4%	64.6%	43.2%	21.2%	0.2%

(注) 首都圏は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、阪神圏は大阪府、兵庫県、京都府。

また、同居・別居の状況を地域別にみると、状況がくっきりと分かれる。愛知県やその他地域での別居の比率は65%程度と全体よりも低めで、首都圏、阪神圏では別居の比率が75%程度と高めになり、両者の間で10ポイント程度の差がついた。さらに首都圏と阪神圏では、同じ別居率が75%といっても、前者は3割が同じ都道府県内での別居で、4割が他の都道府県での別居となっているが、阪神圏では4割が同じ都道府県内での別居となっている。これら比率の違いは、3大都市圏以外から3大都市圏への人口移動の結果を反映している。首都圏では圏外からの人口移動の結果、親を地元に残して別居している相続人が多く、阪神圏では圏内からの人口移動が相対的に多く、別居とはいえ同じ都道府県で生活する相続人が多かった。

### 3 5500人アンケートにみる相続内容

#### 相続金額は平均で3000万円強

相続内容に関しては、アンケート全回答者5500人のうち現金・預貯金を相続しているのは8割方に達し、不動産は4割、有価証券は2割の人が相続している。この比率は、相続金額の詳細も回答した2478人の場合でもほとんど変わらなかった。

図表9 相続内容

	全体 5500人	詳細金額回答者 2478人
現金、預貯金(死亡保険金を含む)	77.3%	87.1%
有価証券(株式、債券、投信)等の金融商品(保険は除く)	18.4%	18.4%
自宅用不動産、別荘、農地などの不動産	40.4%	32.3%
貴金属、宝石、絵画、骨董品、自動車などの動産	9.7%	8.2%
自社株や営業権などの事業資産	3.3%	2.6%
負債(ローンなど)	3.7%	3.4%
その他の資産	1.6%	0.9%
よくわからない、覚えていない	4.7%	---

相続人1人当たりの平均相続額は3172.7万円であった。金額レンジ別にみると、ほぼ均等にわかれている。ただ、相続の持つ特性から、平均値は中央値862.5万円からかなり乖離しており、高額な相続額に引き摺られて高くなっていることがわかる。なお、すべての回答者5500人の平均相続額が3172.7万円とすると、今回のアンケートでは、総額1700億円ほどが対象であると推計される。ちなみに、各資産を平均値と回答者数で乗じて、総額を算出すると、現金・預貯金が732億円(全体に対する比率41.9%)、有価証券218億円(同12.5%)、土地827億円(同47.4%)となる。

図表10 相続金額とその内訳

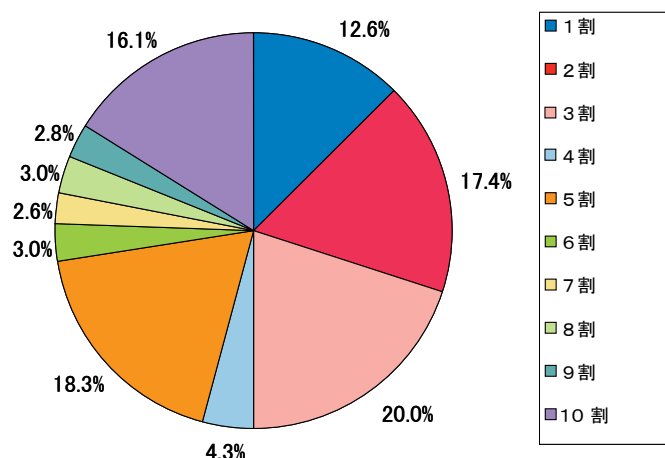
	回答者 総数	相続金額詳細回答者									
		マイナス (負債のみ)	200万 円未満	200- 500万 円未満	500- 1000万 円未満	1000- 2000万 円未満	2000- 5000万 円未満	5000 万円 以上	中央値 (万円)	平均 (万円)	
全体	5500人	2478人	1.2%	16.9%	16.5%	17.4%	15.8%	16.5%	15.7%	862.5	3172.7
現金、預貯金	4254人	2159人	--	20.8%	20.0%	18.4%	16.3%	14.3%	10.1%	585.6	1721.5
有価証券	1014人	456人	--	21.9%	20.8%	11.4%	15.4%	15.1%	15.4%	590.7	2149.2
不動産	2221人	801人	--	6.5%	10.2%	15.5%	21.0%	25.7%	21.1%	1738.8	3725.0
負債	205人	84人	--	27.4%	21.4%	10.7%	11.9%	7.1%	21.4%	515.7	3630.8

(注) 回答者には、実額を記載する方法で回答を求めた。平均値はその単純平均を使用。中央値はそれを各レンジに割つけ、そのレンジの中央値をそれぞれのレンジの構成比で按分して集計している。

相続に占める「現金、預貯金」、「有価証券」の比率を聞く設問を用意したが、その回答はかなり分散した。とはいえ、これら金融資産の合計比率が1割から3割と回答した人の割合が50%に達し、相続に占めるこれら資産が多くなっていることがわかる。ちなみに、これら金融資産の合計の平均は4.63割となった。

他の設問とのクロス分析では、相続人の年齢が高くなるほど、「現金、預貯金」、「有価証券」の占める割合が高くなる傾向（20代男性平均3.41割⇒60代男性4.94割）があり、配偶者間での相続で高くなる傾向（配偶者間平均6.24割、親子間4.71割）が見受けられる。配偶者間、高齢者への相続では不動産よりも現金・金融資産を優先する傾向がみてとれる。

図表11 相続に占める現金、預貯金、有価証券合計の比率（回答数=2394人）



地域別の相続額を比較してみると、阪神圏の特色が際立つ。相続総額の平均値、中央値とも高く、しかも「現金、預貯金」、「有価証券」で相続を受ける比率も金額の中央値も非常に高くなっている。不動産で相続を受ける比率は相対的に低めだが、不動産の相続額（中央値）は高くなっている。阪神圏でも大阪府がその特徴を牽引している。

図表12 地域別相続額の違い（単位：万円）

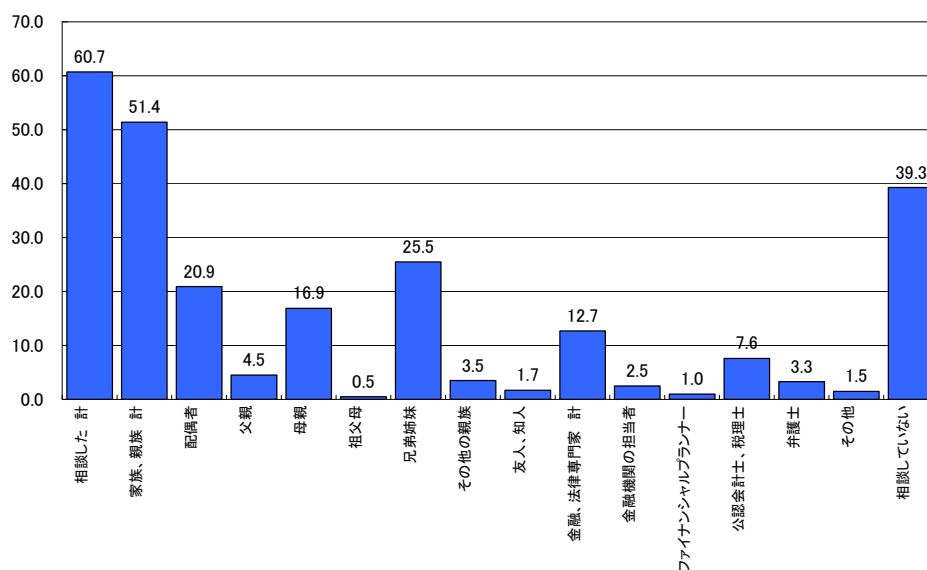
	相続総額		現金、預貯金		有価証券		不動産	
	平均	中央値	比率	中央値	比率	中央値	比率	中央値
首都圏	3376.0	1050.1	75.6%	833.1	20.2%	551.3	40.3%	2256.4
愛知県	2762.3	749.0	78.2%	587.0	16.9%	386.5	42.5%	1499.0
阪神圏	3719.4	1149.9	81.7%	885.4	23.4%	1249.0	38.3%	2165.7
その他	2843.3	687.9	76.8%	556.1	15.4%	636.5	40.9%	1339.9
全国	3172.7	862.5	77.3%	585.6	18.4%	590.7	40.4%	1738.8

(注) 首都圏は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、阪神圏は大阪府、兵庫県、京都府。比率は当該資産を相続した人の比率

### 相談相手がいるのは6割、そのほとんどが家族

相続に関して、相談した相手を聞いた設問では、4割に達する相続人が誰にも相談していないことがわかった。一方、相談しているとした6割の相続人でも、その大半は親族となっており、専門家に相談しているのはわずか12.7%に過ぎない。その専門家も公認会計士や税理士、または弁護士が相対的に多く、相続税に関連する手続きへの対応のために相談している様子が伺われる。資産の有効活用としての金融機関の担当者やファイナンシャルプランナーへの相談は極めて低い比率に留まっている。

図表13 相続に関して相談した相手(回答数=5500人) (単位：%)



また、相続税の引き上げを容認する意見が12.7%に達していることは意外だった。相続総額5000万円以下の相続人では総じて引き上げ容認派が多く、5000万円を超えると引き下げ意向が強くなっている。

図表14 相続税の引き上げについての考え方 (単位：明示がなければ%)

相続総額	回答数(人)	負債のみ	200万円未満	200-500万円未満	500-1000万円未満	1000-2000万円未満	2000-5000万円未満	5000万円以上	中央値(万円)	平均(万円)
全体	2478	1.2	16.9	16.5	17.4	15.8	16.5	15.7	862.5	3172.7
引上げ	315	1.6	16.8	15.6	17.8	16.2	17.1	14.9	920.4	3540.3
現行	847	0.9	12.8	15.6	18.7	16.8	19.0	16.3	1084.8	3088.7
引下げ	884	1.4	17.2	14.7	15.5	15.7	15.3	20.2	1054.6	4108.8
不明	432	1.2	24.5	22.7	18.5	13.7	13.4	6.0	516.1	1153.7

(注)引上げは「相続税を引き上げるべき」、現行は「現行のままでよい」、引下げは「相続税を引き下げるべき」、不明は「わからない」との回答

## 4 相続で高齢者の資産はどう動くのか

今回のアンケートでの最大の関心事は、遺産相続で高齢者の資金はどう動くのかを探ることにある。特に、次の4つの観点からその動きを分析したい。

- 1) 過去数十年の人口移動の結果、親子間での別居が進み、親子間の相続では資産が地域間で移動することが典型的なパターンだと考えられる。それが実際に起きているのか、その規模はどれくらいかを、被相続人の居住地と相続人の居住地を分析することで探る。
- 2) 第一の仮説が正しいとするならば、被相続人居住地の地域密着型の金融機関から相続人居住地の都会型の金融機関への資金移動が起きているかもしれない。被相続人が主に利用していた金融機関と、相続人が主に預け入れた金融機関を聞く設問で、金融機関間の移動の存在を確かめる。
- 3) 相続した資産が相続後の売却や投資、または不動産の購入などによって資産間で移動していないかを確かめる。特に相続した現金で投資を行っているか、相続した不動産を売却して投資をしているかが中心となる。
- 4) 相続した資産を次に自分の子供に相続させる意向がどれくらい強いかを問い、次の世代への世代間の資金移動の可能性も探る。

### 親子間相続で地方から都会に流れる資金は2割に留まる

第一の仮説である「遺産相続で資金は都会に流れる」という資金移動が実際に起きているかどうかを「亡くなられた方(被相続人)の住んでいた都道府県」と「(相続人である)あなたの居住している都道府県」を聞いた。結果が、図表15。これを見ると、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の首都圏からそれ以外に資金が出るのは全体のわずか1割に留まっている。また、阪神圏、愛知県からそれぞれの域外に出るのも2割程度に留まっていることが分かる。最も大きい域外への資金の移動はその他地域から首都圏への流れといえる。

図表15 相続による地域間の移動

被相続人の居住地 \ 相続人の居住地	首都圏	愛知県	阪神圏	その他
	全体(回答数=5500)	32.2%	7.4%	17.4%
首都圏(回答数=1432)	89.4%	0.6%	1.7%	8.2%
愛知県(回答数=406)	8.6%	80.8%	2.2%	8.4%
阪神圏(回答数=927)	7.4%	1.1%	81.7%	9.8%
その他(回答数=2735)	14.2%	2.3%	6.0%	77.6%

(注) 首都圏は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、阪神圏は大阪府、兵庫県、京都府。

地域間移動の中心になると想定されるのが、親子間の相続だろう。そこで、ここから親子間の相続(8割相当)を抜き出して、同様の表としたのが図表16である。実際に親子間の相続でもほぼ同様のことが言える。

その他地域からの資金流入状況では、域内相続率は3大都市圏ほど高くはないが、それでも77.4%と絶対水準としてはかなり高い。ただ、県別にみると県内相続率は4割から8割までかなりばらついている。一方で、その他地域から流出した先をみると、首都圏に14.7%、阪神圏に5.6%、愛知県に2.3%と、より大きな都会へ惹きつけられている様子が伺える。これに福岡県を加えると、それ以外に相続資金の大幅な移動先は見つからないのが実情だ。全体では、県内相続7割で残りはほとんどが東京、大阪、名古屋、福岡とその近郊に相続資金が移動していることがわかる。

図表16 親子間相続による地域間の移動

相続人の居住地 被相続人の居住地	相続人の居住地			
	首都圏	愛知県	阪神圏	その他
全体(回答数=4465)	32.5%	7.9%	17.5%	42.1%
首都圏(回答数=1162)	89.4%	0.8%	1.7%	8.1%
愛知県(回答数=350)	9.1%	80.6%	2.6%	7.7%
阪神圏(回答数=770)	7.8%	1.2%	81.8%	9.2%
その他(回答数=2183)	14.7%	2.3%	5.6%	77.4%

(注) 首都圏は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、阪神圏は大阪府、兵庫県、京都府。

図表17 親子間相続(4465人)における被相続人の都道府県別人数と県内相続比率 (単位：人、%)

回答数	県内相続比率	回答数	県内相続比率	回答数	県内相続比率	回答数	県内相続比率				
宮崎県	18	44.4	福島県	49	63.3	秋田県	23	69.6	山形県	35	74.3
佐賀県	22	45.5	鹿児島県	47	63.8	埼玉県	171	69.6	長野県	72	75.0
山口県	71	50.7	徳島県	28	64.3	愛媛県	53	69.8	奈良県	70	75.7
栃木県	53	50.9	京都府	140	65.0	香川県	40	70.0	福井県	29	75.9
岩手県	31	51.6	山梨県	27	66.7	東京都	507	71.2	鳥取県	25	76.0
高知県	23	52.2	滋賀県	39	66.7	兵庫県	252	71.8	石川県	41	78.0
茨城県	63	52.4	熊本県	45	66.7	和歌山県	29	72.4	宮城県	69	79.7
長崎県	38	55.3	千葉県	173	67.1	大阪府	378	73.0	愛知県	350	80.6
島根県	24	58.3	岡山県	79	67.1	広島県	100	73.0	北海道	224	81.3
大分県	27	59.3	静岡県	133	68.4	岐阜県	86	73.3	青森県	34	85.3
富山県	46	60.9	新潟県	90	68.9	神奈川県	311	73.6	沖縄県	9	88.9
群馬県	57	63.2	三重県	82	69.5	福岡県	144	73.6			

(注) 県内相続比率とは、被相続人の居住地と相続人の居住地が同じ場合の人数比率。表は、同率の昇順で並べてある

図表18 親子間相続(4465人)における被相続人の都道府県別人数と県外相続比率 (単位：人、%)

	回答数	北海道	青森県	岩手県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	長野県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	島根県	広島県	福岡県
北海道	224																	
青森県	34						5.9											
岩手県	31						6.5			6.5								
宮城県	69																	
秋田県	23		8.7															
山形県	35				5.7		5.7											
福島県	49				6.1		6.1											
茨城県	63				7.9	6.3	9.5											
栃木県	53				22.6		7.5											
群馬県	57				10.5		3.5											
埼玉県	171						11.1											
千葉県	173						16.2	6.4										
東京都	507				7.1			7.7										
神奈川	311						10.0											
新潟県	90						13.3											
富山県	46						10.9											
石川県	41						9.8											
福井県	29				10.3													
山梨県	27						11.1	7.4	7.4									
長野県	72						6.9	5.6										
岐阜県	86									15.1								
静岡県	133						9.8	5.3										
愛知県	350																	
三重県	82						9.8			9.8								
滋賀県	39						7.7					12.8			5.1			
京都府	140										6.4		7.9					
大阪府	378													5.0				
兵庫県	252						5.2						11.1					
奈良県	70												15.7					
和歌山	29						6.9						10.3	6.9				
鳥取県	25															8.0		
島根県	24				8.3								8.3					
岡山県	79							5.1					7.6	5.1			6.3	
広島県	100						6.0											
山口県	71						9.9	5.6						5.6				7.0
徳島県	28						-	-				7.1	7.1	7.1				
香川県	40					7.5	5.0	5.0						5.0				
愛媛県	53						7.5											
高知県	23											13.0		8.7				
福岡県	144																	
佐賀県	22				9.1													18.2
長崎県	38							5.3										10.5
熊本県	45																	13.3
大分県	27					7.4	7.4											7.4
宮崎県	18				5.6	5.6	5.6					5.6	5.6	5.6				16.7
鹿児島	47				8.5		6.4			6.4								
沖縄県	9						-											
海外	8	12.5		12.5			25.0		12.5			12.5	12.5	12.5				

(注)県外相続比率は5%以上のみを掲載。

### 金融機関間の資金移動—都市銀行、ゆうちょ銀行、証券会社に優位性

相続に伴って資金が地域間を移動する場合には、かなりの確率で金融機関間でも移動すると推測される。そこで、「被相続人が主に利用していた金融機関を1つ挙げてもらい」、その一方で「(相続人が)相続した預貯金を受け入れ、金融商品を購入(投資)した金融機関を1つ挙げて」もらった。

図表19にみるとおり、親子間の相続において、いずれの金融機関でも同業態間での資金の移動が最も多くなっていることがわかるが、なかでも都市銀行や証券会社、ゆうちょ銀行の歩留まりの高さは特筆すべきことだ。その一方で、信金、信組、地方銀行、外資系銀行などの同業態間の歩留まりが相対的に低くなっている点も挙げられる。他業態への資金流出として目立つのは、1)地方銀行、信金、信組、ゆうちょ銀行、証券会社から都市銀行への資金流出、2)外資系銀行などからは証券会社への資金流出、などが挙げられる。

図表19 親子間の相続における被相続人と相続人の主要金融機関の関係 (単位：%)

相続人の主要金融機関 \ 被相続人の主要金融機関	回答数(人)	都市銀行	第二地方銀行、 地方銀行	信用金庫、 信用組合	ゆうちょ銀行	JAバンク	信託銀行、ネット専 業銀行	外資系銀行、 証券会社	その他の金融機関	現金のみ	わからない
全 体	3525	31.1	9.9	2.9	23.9	5.5	4.0	10.3	1.9	4.3	6.2
都市銀行	969	73.8	2.4	0.9	5.6	0.7	2.8	8.4	0.6	1.5	3.3
地方銀行、第二地方銀行	549	12.9	43.0	2.4	13.8	2.2	5.3	8.7	1.3	5.5	4.9
信用金庫、信用組合	194	17.0	6.7	26.8	18.6	4.1	5.7	8.2	1.0	7.7	4.1
ゆうちょ銀行	842	13.3	4.0	1.7	59.5	1.4	2.4	7.8	1.7	4.5	3.7
JAバンク	279	10.4	3.6	1.4	15.8	51.6	3.6	5.0	0.7	4.7	3.2
外資系銀行、信託銀行、ネット専業銀行	59	11.9	8.5	1.7	13.6	-	45.8	16.9	1.7	-	-
証券会社	143	21.0	0.7	0.7	6.3	2.1	2.8	65.0	0.7	-	0.7
その他の金融機関	55	21.8	7.3	-	9.1	1.8	-	3.6	40.0	3.6	12.7
わからない、覚えていない	435	20.5	5.3	1.6	25.3	1.4	3.0	7.4	3.0	9.0	23.7

相続による資金流出を食い止めるためには、被相続人と同様に相続人にも口座を保有してもらふことは極めて重要なことになる。そこで、親子間相続における同じ金融機関内に口座を保有しているかどうかを聞いた。結果は、意外にも**67.3%**の相続人が、被相続人と同じ金融機関に口座を保有していた。ただ、図表19にみるとおり、同業態間の資金移動は、全体の**50.8%**に留まっており、相続人が被相続人と同一金融機関に口座を持っていても、必ずしもその金融機関に資金をとどめているとは限らないようだ。



実際、3大都市圏以外において同じ金融機関に口座を開設している比率が高い(図表20)ものの、そこからの資金流出が相対的に高くなっている(図表16)。

図表20 親子間相続における同一金融機関内口座保有

(単位：%)

		回答数 (人)	同じ金融機 関に口座を 保有してい た	同じ金融機 関に口座を 保有してい なかつた
	全 体	4485	67.3	32.7
居住地	首都圏	1414	61.5	38.5
	愛知県	339	68.4	31.6
	大阪圏	790	67.1	32.9
	その他	1942	71.4	28.6
被相続人	配偶者	177	82.5	17.5
	親 計	3714	67.5	32.5
	父親	2388	66.7	33.3
	母親	1326	69.0	31.0
	その他	594	61.3	38.7
相続年齢	20代	170	68.2	31.8
	30代	521	68.7	31.3
	40代	1377	64.2	35.8
	50代	1701	68.5	31.5
	60代	644	69.6	30.4
	70代	70	64.3	35.7
同居有無 被相続人との	同居	1483	80.9	19.1
	別居 計	3002	60.6	39.4
	同じ都道府県	1798	69.0	31.0
	違う都道府県	1204	48.0	52.0

図表21 地域間別親子相続と同一金融機関内口座保有との関係

(単位：%)

	回答数 (人)	同じ金融機 関に口座を 保有してい た	同じ金融機 関に口座を 保有してい なかつた
全 体	4485	67.3	32.7
【親からの遺産移動】その他→首都圏	243	42.8	57.2
その他→その他	1426	74.8	25.2
首都圏→首都圏	861	65.6	34.4
首都圏→その他	74	51.4	48.6
大阪圏→大阪圏	552	74.1	25.9
大阪圏→その他	53	43.4	56.6
愛知県→愛知県	240	72.9	27.1
愛知県→その他	22	50.0	50.0

3大都市圏以外から首都圏に流れた相続のうち、被相続人(資金の川上)では、ゆうちょ銀行、地方銀行、都市銀行、JAバンクの4業態で全体の65.9%を占める。その受け皿となる相続人(資金の川下)では、都市銀行が圧倒的で40.1%を占め、これにゆうちょ銀行と証券会社を合わせると77.3%に達する。

図表22 親子間相続に伴う地域間移動と金融機関移動(被相続人の金融機関別) (単位：%)

	回答数 (人)	都市銀行	地方銀行、 第二 地方銀行	信用 金庫、信用 組合	ゆう ちょ銀行	JA バンク	外資系銀行、信 託銀行、ネット専 業銀行	証券会社	その他の金融機関	わからない、覚え ていない
全 体	5500	24.9	14.9	5.4	22.3	7.9	1.3	3.1	1.7	18.5
【親からの遺産移動】その他→首都圏	320	10.9	19.7	2.2	25.0	10.3	0.6	4.7	2.5	24.1
その他→その他	1689	6.6	25.2	6.0	29.4	11.4	0.7	2.2	3.0	15.6
首都圏→首都圏	1039	40.2	8.3	7.1	16.3	3.9	2.3	3.9	0.8	17.1
首都圏→その他	94	33.0	5.3	3.2	24.5	6.4	3.2	1.1	2.1	21.3
大阪圏→大阪圏	630	39.8	7.8	5.7	21.9	6.2	1.7	3.7	0.8	12.4
大阪圏→その他	71	28.2	5.6	4.2	22.5	2.8	4.2	5.6	1.4	25.4
愛知県→愛知県	282	36.9	7.8	11.3	16.0	9.6	-	2.8	0.7	14.9
愛知県→その他	27	25.9	7.4	7.4	22.2	14.8	-	-	3.7	18.5

図表23 親子間相続に伴う地域間移動と金融機関移動(相続人の金融機関別) (単位：%)

	回答数 (人)	都市銀行	地方銀行、 第二 地方銀行	信用 金庫、信用 組合	ゆう ちょ銀行	JA バンク	外資系銀行、信 託銀行、ネット 専業銀行	証券会社	その他の金融機関	現金のみのため 預け入れなし	わからない、覚え ていない
【親からの遺産移動】その他→首都圏	212	40.1	5.2	0.5	21.2	3.3	3.3	16.0	1.9	2.4	6.1
その他→その他	1072	9.6	18.4	3.3	34.3	8.4	3.5	8.3	2.7	4.7	6.9
首都圏→首都圏	632	43.2	5.4	2.4	15.7	3.3	5.2	13.4	1.7	4.0	5.7
首都圏→その他	55	36.4	7.3	3.6	25.5	1.8	7.3	12.7	1.8	1.8	1.8
大阪圏→大阪圏	435	42.1	4.8	3.2	18.6	4.6	4.4	12.2	1.1	4.4	4.6
大阪圏→その他	44	36.4	6.8	4.5	25.0	4.5	-	9.1	2.3	4.5	6.8
愛知県→愛知県	187	40.1	6.4	4.8	18.7	5.9	2.1	11.8	-	5.3	4.8
愛知県→その他	18	22.2	-	5.6	22.2	-	5.6	16.7	-	5.6	22.2

3大都市圏以外から首都圏への資金移動で、都市銀行や証券会社、ゆうちょ銀行が資金の受けてとして有利になっているのは、相続人が従来から口座を持ち、利用している金融機関であったことが極めて大きな理由になっている。図表24では、相続人の金融機関選別の理由を聞いているが、4人のうち3人が「以前から自分が利用していた金融機関だったので」を理由に挙げている。

もちろん、被相続人が利用していた金融機関であったことを金融機関選別の理由にあげる相続人も4分の1程度いる。相続人が若い場合(その場合には被相続人も総じて若い可能性がある)には、そうした傾向が出るようだが、特に注目されるのは、相続内容が現金・預貯金以外だった場合には、その比率が急速に高まる傾向にあることだ。現金・預貯金では比較的簡単に資金移動が起きるが、有価証券など移管に手間がかかる傾向にある資産の相続においては、「亡くなった方が利用していた金融機関だったこと」が金融機関選別の理由になる可能性が高いようだ。

また意外に比率が高いのが、「店舗が近くにあったので」という至極、単純な理由だ。特に年齢が高い層ほど、この理由を選ぶ比率が高くなっているのも理解しやすい。

図表24 相続人の金融機関選別の理由(複数回答)

(単位：%)

		回答数(人)	以前から自分が利用していた金融機関だったため	亡くなった方が利用していた金融機関だったため(名義変更含む)	自分の仕事や会社などにつながりや関係があったため	家族、親戚、友人、知人に勧められたため	取り扱っている金融商品がよかったため	手数料などが低廉だったため	サービスがよかったため	インターネットでの取り引きが可能だったため	担当者の人柄がよかったため	担当者に豊富な知識や高い専門性があり、アドバイスを受けた	店舗が近くにあったため	全国に店舗があるので	その他
全	体	3155	74.9	26.7	5.7	2.5	4.7	3.4	3.7	5.6	2.6	1.7	12.5	6.1	1.4
年齢・性別	男性 計	1865	73.9	28.5	6.8	2.0	4.5	3.8	3.4	6.4	2.1	1.7	11.7	6.1	1.0
	20代	30	83.3	33.3	13.3	3.3	16.7	-	3.3	3.3	3.3	-	6.7	-	-
	30代	148	73.0	21.6	8.1	4.1	10.8	6.8	10.1	6.8	2.7	0.7	7.4	4.7	2.0
	40代	389	70.4	32.9	8.0	3.6	5.4	6.4	5.1	6.9	2.6	1.8	10.5	8.0	1.0
	50代	774	73.5	27.4	7.4	1.0	3.4	3.2	2.1	6.8	1.8	1.9	11.4	4.9	0.9
	60代	440	76.4	29.1	4.1	1.8	2.5	1.6	2.3	5.9	1.6	1.4	14.5	7.5	0.7
	70代以上	84	78.6	26.2	6.0	-	4.8	3.6	2.4	3.6	3.6	2.4	15.5	4.8	1.2
	女性 計	1290	76.3	24.1	4.0	3.3	5.0	2.8	4.1	4.5	3.4	1.8	13.6	6.0	1.9
	20代	40	75.0	17.5	7.5	5.0	-	5.0	7.5	2.5	2.5	2.5	5.0	5.0	-
	30代	149	77.2	20.1	7.4	7.4	5.4	2.7	5.4	3.4	0.7	0.7	8.1	3.4	1.3
	40代	384	77.9	23.4	3.4	2.1	3.9	2.6	4.7	3.4	3.9	1.8	15.1	6.5	2.3
	50代	492	71.5	27.8	4.1	3.3	5.7	3.0	3.3	4.9	3.9	1.8	14.2	6.1	2.2
	60代	189	84.7	21.2	2.1	2.6	5.8	1.1	3.7	5.8	4.2	2.6	14.3	6.3	1.1
	70代以上	36	77.8	19.4	2.8	2.8	5.6	8.3	2.8	11.1	-	-	16.7	11.1	2.8
居住地	首都圏	1011	75.4	24.6	4.1	3.1	4.5	2.6	3.2	6.7	2.4	2.2	12.0	5.6	1.1
	愛知県	243	75.3	24.7	9.1	2.9	4.5	2.1	3.3	4.1	1.2	1.6	11.9	6.6	0.4
	大阪圏	602	76.4	24.1	6.0	2.2	5.5	4.2	5.1	7.1	3.3	1.8	11.3	5.5	1.7
	その他	1299	73.7	29.9	6.2	2.2	4.4	3.8	3.5	4.4	2.8	1.3	13.5	6.5	1.6
被相続人	配偶者	120	75.8	37.5	12.5	2.5	9.2	4.2	6.7	7.5	12.5	5.8	20.0	5.0	1.7
	親 計	2574	74.1	27.5	5.3	2.3	4.1	3.4	3.3	5.5	2.3	1.5	12.5	6.1	1.5
	父親	1615	72.8	28.3	6.3	2.7	4.3	3.9	3.3	5.3	2.1	1.4	11.7	5.9	1.7
	母親	959	76.3	26.2	3.5	1.8	3.8	2.5	3.2	5.8	2.6	1.7	13.9	6.5	1.0
	その他	461	78.7	19.5	6.1	3.7	6.7	3.0	5.4	5.9	2.0	1.7	10.4	6.1	0.7
同居の有無	同居	959	76.1	37.0	8.8	2.9	5.7	3.9	4.8	5.6	4.4	2.3	15.8	5.6	0.8
	別居 計	2196	74.3	22.2	4.3	2.4	4.2	3.1	3.2	5.6	1.9	1.5	11.0	6.2	1.6
	同じ都道府県で別居	1249	74.5	25.4	4.4	2.1	5.0	2.9	4.2	5.0	2.4	1.9	11.0	4.8	1.8
	違う都道府県、海外で別居	947	74.0	18.1	4.2	2.7	3.2	3.5	1.9	6.5	1.2	0.8	11.1	8.1	1.4
相続内容	現金、預貯金	3026	76.0	25.9	5.8	2.6	4.7	3.4	3.8	5.6	2.7	1.7	12.7	6.2	1.4
	金融商品	839	67.2	41.6	9.4	3.8	6.8	4.9	4.9	7.5	3.6	3.3	12.5	5.6	1.7
	不動産	1146	74.2	35.7	8.6	3.0	4.5	3.3	4.5	6.5	4.2	2.5	15.2	7.2	1.5
	動産	362	75.1	36.5	14.6	6.9	9.1	5.8	8.3	8.3	6.9	4.4	15.5	8.0	1.7
	事業用資産	113	72.6	49.6	25.7	11.5	12.4	8.0	9.7	7.1	8.8	5.3	15.0	5.3	1.8
	負債	74	77.0	40.5	27.0	6.8	16.2	9.5	9.5	12.2	14.9	8.1	25.7	8.1	2.7
相続総額	200万円未満	236	84.7	10.6	3.4	-	3.4	3.4	1.7	1.7	0.8	0.4	14.4	8.1	0.8
	200万円-500万円未満	278	73.4	22.7	1.8	2.9	4.3	4.0	2.5	6.1	1.4	1.1	10.8	6.1	1.8
	500万円-1000万円未満	329	78.4	19.5	3.3	1.8	4.9	4.0	4.9	6.1	2.1	1.5	10.9	5.8	2.1
	1000万円-2000万円未満	267	80.1	24.0	3.7	1.9	4.9	4.5	4.5	4.5	2.6	1.5	9.4	4.5	1.5
	2000万円-3000万円未満	153	69.3	29.4	5.2	2.6	7.2	3.3	3.9	8.5	5.2	1.3	11.8	2.0	3.3
	3000万円以上	461	72.0	34.1	10.2	4.1	8.0	5.9	7.8	9.3	4.8	4.1	14.1	6.9	2.0

## 資産間では現状維持の姿勢が濃厚、それでも有価証券は6兆円以上が動く

3点目の資金移動の注目点は、相続に伴う金融商品間の資金の移動だ。相続資産市場全体が50兆円という推計をもとに、P10で算出した資産比率を当てはめると、現金・預貯金は41.9%で約21兆円、有価証券は12.5%で6.3兆円、土地は47.4%で23.7兆円となる。

具体的には、まずは、最も規模が大きい現金、預貯金、金融商品をどう使ったかを、1)そのまま残した、2)有価証券は売却して金融機関に貯金した、3)現金・預貯金で有価証券などに投資した、4)金融商品などで不動産に投資した、5)金融資産の一部で動産を取得した、6)覚えていない、すべて使ってしまった、7)その他、の7つの選択肢を用意して聞いた。

結果は図表25の通りで、7割近くがそのまま残し、1割が現金化するなど、相続において極めて保守的な資産管理を行っている姿が浮き彫りになった。その傾向は若年層でも強く、また相続額が大きいほど強いことが分かった。

一方、不動産、動産、事業用資産に関しては、1)すべてまたはほとんど売却し、現金した、2)半分または一部売却して現金化した、3)現金化はしていない、の3つの選択肢で聞いた。この結果も3)が7-8割に達する保守的なものとなった(図表26参照)。

ただそのなかで強いてあげる特徴としては、  
不動産を相続した場合には、

- ・ 別居している親子ほど売却の可能性が高い、
- ・ 相続人が高齢者ほど売却の可能性が高い、傾向が見える。

動産を相続した場合には、

- ・ 相続額が高額になるほど売却の可能性が高い、

事業用資産を相続した場合には、

- ・ 配偶者間の相続の場合には売却の可能性が高い、

といった点を挙げるができる。

全体的には、保守的な傾向を示しているが、例えば有価証券でみると、推計で年間6.3兆円が相続の対象となる。また図表25に示すとおり、わずか6.6%が相続した現金・預貯金を投資に回すだけだが、それでも現金・預貯金の21兆円を想定すれば1.4兆円規模になる。保守的とはいえ、相続資産市場は規模が大きいだけに金融市場への影響は大きそうだ。

ところで、相続人アンケートの全回答者5500人のうち過去に投資した経験を持つ相続人は3946人と、71.7%に達している。この数値は、一般的な数値<sup>注4</sup>と比べると極めて高く、相続人が特別保守的な層ではなく、投資に積極的な層である可能性が高い。

注4 フィデリティ退職・投資教育研究所がこれまで行った、サラリーマン1万人アンケート(2010年2月実施)では、回答者10976人のうち投資を行った人は34.0%、退職者8000人アンケート(2011年2月実施)では、退職金を受け取った8018人のうち投資を行った人は37.3%だった。

図表25 相続に伴う現金、預貯金、有価証券の移動

(単位：%)

	現金、預貯金、有価証券の相続後の実際の使い道							
	回答数 (人)	そのまま現金、預貯金、有価証券などの金融商品として残した	そのまますま現金、預貯金、有価証券などの金融商品は、預貯金として金融機関に貯金した	有価証券などの金融商品は、預貯金として購入(投資)した	現金、預貯金で有価証券などの金融商品を購入(投資)した	全部で土地などの不動産を購入(投資)した	金融商品の一部または全部で貴金属、宝石などの動産を購入した	その他
全 体	4426	68.4	9.6	6.6	3.3	2.2	7.0	10.5
【未既婚・子供有無】 未婚	717	73.2	9.2	7.3	2.8	2.4	5.9	9.2
既婚 計	3709	67.5	9.7	6.4	3.3	2.2	7.2	10.8
子供あり	3169	68.6	9.8	6.2	3.4	2.0	6.8	10.6
子供なし	540	61.1	8.9	7.6	3.1	3.1	9.6	12.0
【居住地域】 首都圏	1412	67.5	8.9	7.4	4.6	2.1	6.5	10.7
愛知県	332	69.9	9.9	7.2	3.6	1.5	8.7	6.0
大阪圏	803	69.0	12.0	8.5	3.0	2.7	6.0	9.1
その他	1879	68.6	9.0	5.0	2.3	2.2	7.5	11.8
【投資経験有無】 投資経験あり	3292	70.3	11.0	8.8	3.6	2.3	5.5	8.0
投資経験なし	1134	62.9	5.6	-	2.2	1.9	11.2	17.7
【被相続人】 配偶者	165	68.5	12.1	4.8	5.5	2.4	4.8	14.5
親 計	3602	68.9	9.2	6.4	3.1	2.0	7.1	10.1
父親	2267	68.8	9.8	6.7	3.6	2.0	6.7	10.0
母親	1335	69.2	8.2	5.8	2.3	1.9	7.9	10.3
その他	659	65.6	10.8	8.0	3.5	3.3	6.7	11.8
【相続年齢】 20代	171	64.9	16.4	11.1	5.8	5.8	5.3	11.7
30代	539	69.4	10.4	6.7	5.2	3.7	4.5	8.7
40代	1364	69.7	8.3	7.3	2.9	2.3	7.9	9.7
50代	1636	67.7	9.3	6.1	2.9	1.6	7.8	10.9
60代	637	68.0	9.9	5.3	3.0	1.1	5.7	12.4
70代	76	64.5	15.8	2.6	-	3.9	6.6	11.8
【被相続人と】 同居	1333	70.7	9.9	6.0	3.6	2.3	7.1	10.7
別居 計	3093	67.4	9.4	6.8	3.1	2.1	6.9	10.4
同じ都道府県で別居	1739	68.0	9.6	6.2	2.9	2.2	8.1	9.7
違う都道府県、海外で別居	1354	66.6	9.2	7.6	3.3	2.1	5.5	11.4
【相続内容(MA)】 現金、預貯金	4254	68.2	9.5	6.6	3.3	2.2	7.0	10.8
金融商品	1014	70.6	20.1	10.7	5.1	2.9	4.2	4.1
不動産	1555	68.9	13.1	6.9	5.0	2.4	6.8	8.4
動産	470	67.0	19.6	11.9	5.7	5.5	6.8	6.2
事業用資産	155	64.5	22.6	16.8	12.9	7.1	9.0	5.2
負債	143	51.7	13.3	10.5	9.1	9.1	20.3	16.8
その他	27	63.0	11.1	3.7	-	3.7	14.8	7.4
【相続総額】 200万円未満	395	64.6	3.8	2.3	1.8	1.8	11.1	17.2
200万円-500万円未満	379	71.5	4.5	4.7	1.1	2.6	11.9	7.4
200万円-1000万円未満	394	74.1	9.6	7.4	3.3	2.0	5.8	4.3
1000万円-2000万円未満	341	68.9	10.6	10.3	2.1	3.8	9.1	4.4
2000万円-3000万円未満	181	78.5	11.0	6.1	3.9	2.2	6.1	3.9
3000万円以上	532	69.4	19.7	14.8	8.5	3.8	3.8	1.7

図表26 相続に伴う不動産、動産、事業用資産の移動

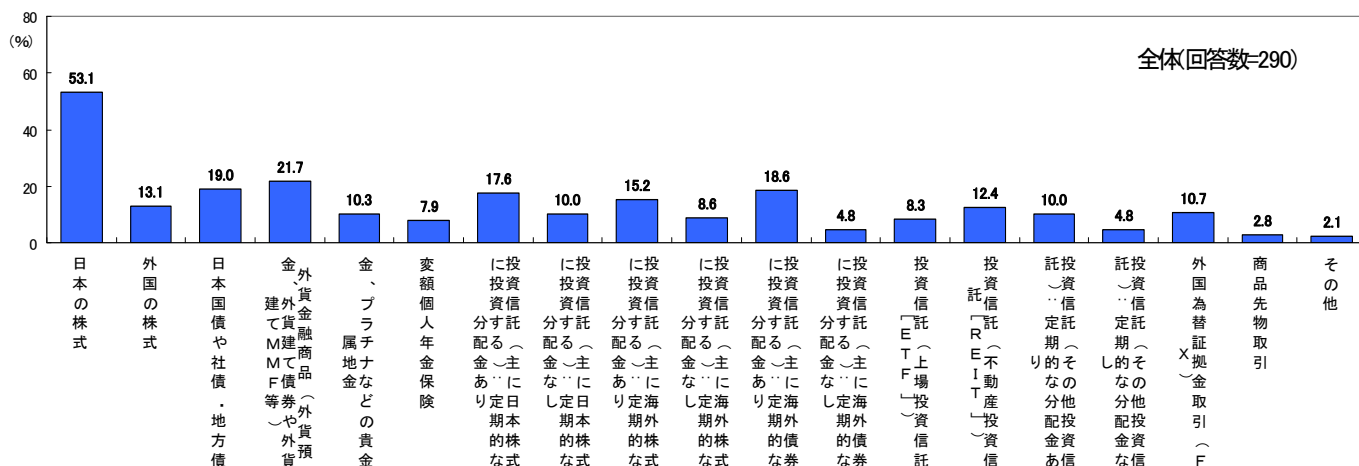
(単位：%)

	相続後の不動産				相続後の動産				相続後の事業用資産			
	回答数 (人)	すべてまたはほとんどを売却し現金化した	半分または一部を売却し現金化した	売却、現金化はしていない	回答数	すべてまたはほとんどを売却し現金化した	半分または一部を売却し現金化した	売却、現金化はしていない	回答数	すべてまたはほとんどを売却し現金化した	半分または一部を売却し現金化した	売却、現金化はしていない
全 体	2221	12.9	7.5	79.6	535	14.4	17.9	67.7	179	12.8	12.8	74.3
【未既婚・子供有無】 未婚	353	7.9	7.4	84.7	89	12.4	28.1	59.6	34	14.7	17.6	67.6
既婚 計	1868	13.9	7.5	78.6	446	14.8	15.9	69.3	145	12.4	11.7	75.9
子供あり	1648	13.5	7.3	79.2	378	15.9	15.1	69.0	125	12.0	13.6	74.4
子供なし	220	16.8	8.6	74.5	68	8.8	20.6	70.6	20	15.0	-	85.0
【居住地域】 首都圏	715	17.1	9.0	74.0	167	14.4	15.0	70.7	45	15.6	15.6	68.9
愛知県	174	8.0	6.9	85.1	34	11.8	29.4	58.8	16	12.5	18.8	68.8
大阪圏	366	14.8	9.0	76.2	114	14.9	24.6	60.5	41	12.2	12.2	75.6
その他	966	10.0	5.9	84.1	220	14.5	15.0	70.5	77	11.7	10.4	77.9
【投資経験有無】 投資経験あり	1656	13.0	8.5	78.4	435	13.8	19.3	66.9	149	14.8	13.4	71.8
投資経験なし	565	12.6	4.4	83.0	100	17.0	12.0	71.0	30	3.3	10.0	86.7
【被相続人】 配偶者	89	14.6	9.0	76.4	29	27.6	13.8	58.6	12	33.3	16.7	50.0
親 計	1917	11.9	6.5	81.5	408	13.7	16.2	70.1	141	8.5	10.6	80.9
父親	1356	10.3	7.0	82.7	251	17.9	16.3	65.7	122	8.2	11.5	80.3
母親	561	16.0	5.3	78.6	157	7.0	15.9	77.1	19	10.5	5.3	84.2
その他	215	20.9	15.3	63.7	98	13.3	26.5	60.2	26	26.9	23.1	50.0
【相続年齢】 20代	53	17.0	24.5	58.5	44	11.4	34.1	54.5	19	15.8	31.6	52.6
30代	224	8.0	14.3	77.7	79	13.9	17.7	68.4	26	23.1	19.2	57.7
40代	667	12.0	7.8	80.2	203	19.2	16.7	64.0	61	9.8	13.1	77.0
50代	913	12.2	5.0	82.8	162	10.5	14.8	74.7	58	10.3	6.9	82.8
60代	338	17.5	5.6	76.9	46	10.9	19.6	69.6	15	13.3	-	86.7
70代	25	40.0	16.0	44.0	1	-	-	100.0	-	-	-	-
【被相続人と】 同居	888	6.2	6.8	87.0	186	17.2	22.0	60.8	84	19.0	13.1	67.9
別居 計	1333	17.4	8.0	74.6	349	12.9	15.8	71.3	95	7.4	12.6	80.0
同じ都道府県で別居	828	15.7	8.1	76.2	217	15.2	16.1	68.7	67	7.5	9.0	83.6
違う都道府県、海外で別居	505	20.2	7.7	72.1	132	9.1	15.2	75.8	28	7.1	21.4	71.4
【相続内容(MA)】 現金、預貯金	1509	12.5	8.9	78.7	459	15.3	19.2	65.6	153	13.1	14.4	72.5
金融商品	545	13.2	13.6	73.2	216	14.8	21.8	63.4	100	15.0	19.0	66.0
不動産	2221	12.9	7.5	79.6	301	15.3	15.9	68.8	145	12.4	12.4	75.2
動産	301	13.3	13.6	73.1	535	14.4	17.9	67.7	74	18.9	17.6	63.5
事業用資産	145	13.1	18.6	68.3	74	24.3	21.6	54.1	179	12.8	12.8	74.3
負債	136	16.2	12.5	71.3	56	23.2	23.2	53.6	42	19.0	14.3	66.7
その他	10	20.0	-	80.0	9	-	22.2	77.8	2	-	-	100.0
【相続総額】 200万円未満	19	10.5	10.5	78.9	14	7.1	7.1	85.7	4	25.0	-	75.0
200万円-500万円未満	47	17.0	2.1	80.9	19	15.8	21.1	63.2	2	50.0	-	50.0
200万円-1000万円未満	80	20.0	1.3	78.8	23	21.7	26.1	52.2	2	-	-	100.0
1000万円-2000万円未満	137	21.2	3.6	75.2	20	10.0	20.0	70.0	4	50.0	-	50.0
2000万円-3000万円未満	95	17.9	1.1	81.1	20	20.0	30.0	50.0	-	-	-	-
3000万円以上	417	15.1	15.8	69.1	106	22.6	26.4	50.9	51	15.7	19.6	64.7

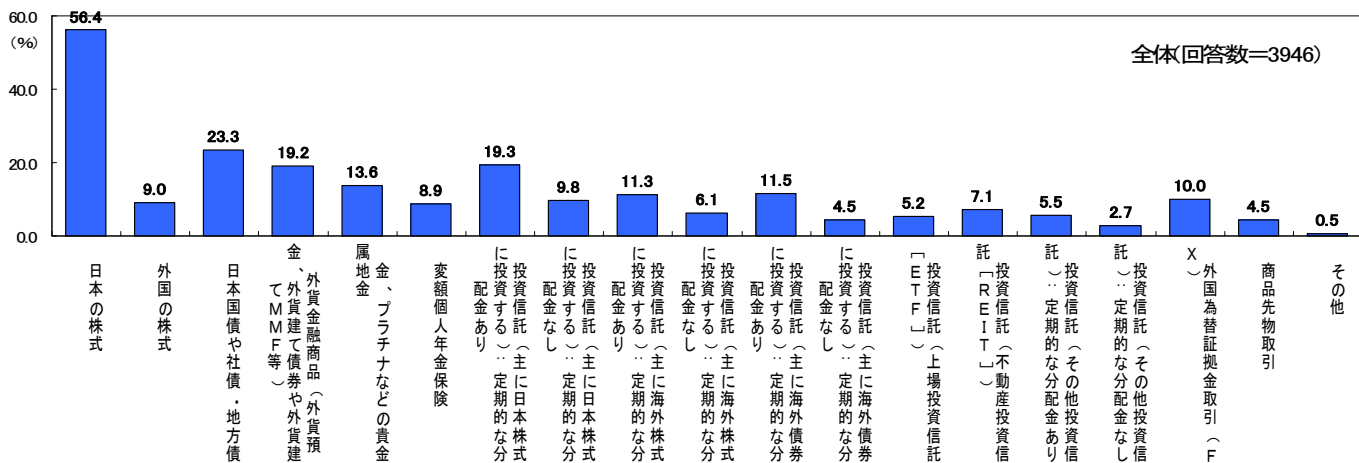
遺産相続で有価証券への投資を行った290名に、具体的に投資した金融商品を聞いた(図表27)。これまでのアンケートと同様、日本株への投資が最も多く、全体の53.1%に達している。そのほかでは外貨建て金融商品、海外債券に投資する分配型投資信託、日本国債、日本株投資信託といったところが目立つ。

あわせて過去の投資経験も、具体的な投資金融商品を挙げて聞いたが(図表28)、概ね実際の投資行動と変わっていない。ただ、過去に投資した経験を持つ相続人は3946人と、全回答者5500人の71.7%に達しているのに、実際に相続で投資した相続人は290人、わずか5.3%にとどまっている。既にみたとおり、相続では思った以上に保守的(受け取った資産のまま引き継ぐ)な傾向が強いことが現れているようだ。

図表27 相続で投資した投資対象金融商品 (単位：%)



図表28 これまでの投資経験のある投資対象金融商品 (単位：%)



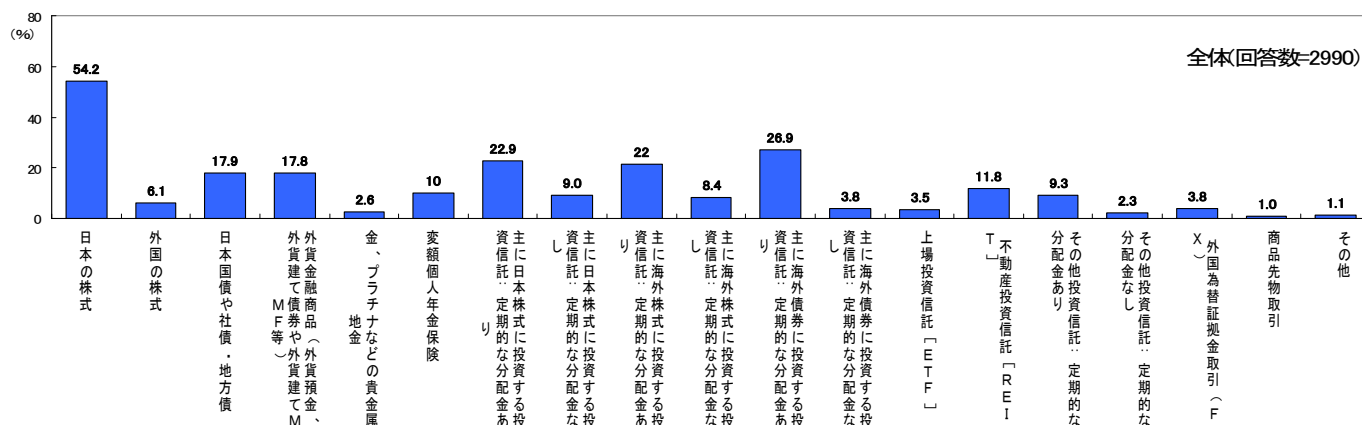


ところで、2011年2月に実施した60-65歳の退職金を受け取った8018人のアンケートでの投資商品の比率を図表29に示したが、ここでの数値も相続での投資とほとんど同じ比率になっている点に驚く。

また、相続に関連して相談した相手として金融や法律の専門家を選んだ相続人で、受け取った資産を投資に動かしした人は、290人中、50人だったが、その投資対象商品は総じて投資信託の比率が高くなっていることが特徴だ。これが専門家のアドバイスによる分散投資などの成果だと推測される。

図表29 退職金での投資における投資対象商品

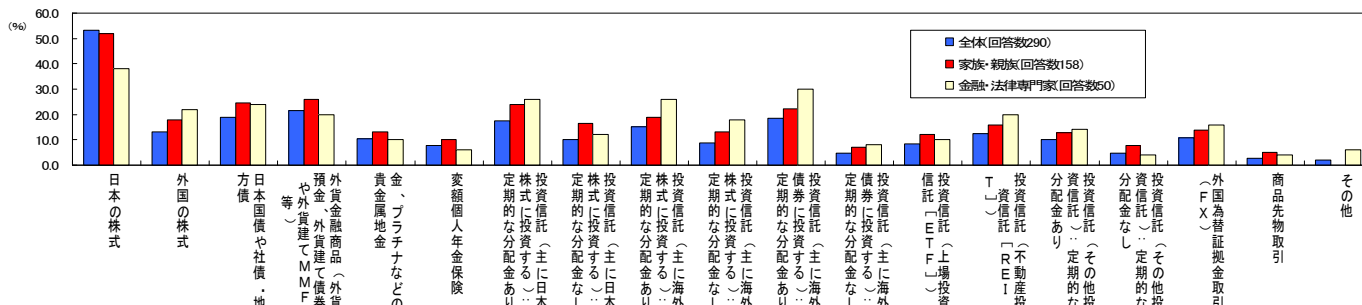
(単位：%)



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所レポート「見直したい、退職金での投資」、2011年3月

図表30 相続時に相談した相手による資産運用の違い

(単位：%)



## 2 割弱が子供への遺産相続を希望

過去5年間で相続を受けた人にとって、子供への遺産相続の意向に何か特徴があるかを分析した。第一生命経済研究所が2007年に実施したアンケート<sup>注5</sup>では「使い切りたい」が13.9%、「なるべく子供に残したい」が10.8%、「適度に使って残った分を子供に相続させる」が75.3%であった。今回、用意した類似の設問でも、回答した子供を持つ相続人3956人のうち、「自分で全部使い切りたい」が10.6%、「自分はあるべく使わず子供に相続させたい」が18.3%、「自分は適度に使い、残りは子供に相続させたい」が71.1%となり、ほとんど同水準の分布となった。

クロス分析の結果では、1)相続人が高齢になるほど子供に遺産を残す意向が薄れていること、2)男性よりも女性の方が子供に遺産を残す意向が少ないこと、3)都市圏の方が子供に遺産を残す意向が薄いこと、4)配偶者間での相続の場合、子供に遺産を残す意向が強いこと、5)子供に遺産を残す意向が強い人ほど相続税の引き上げに反対していること、などが特徴として挙げられる。

高齢者ほど自分の老後の生活費に費用が掛かることを心配し、遺産を使うことを念頭においている可能性が高いこと、特に女性の場合には総じて長生きになっており、予想外に資産が必要になることを懸念している可能性もある。

なお、自身が相続を受けたときの相続税に関する関心度よりも、子供に残すときの相続税に関する関心度の方が高くなっているように見受けられることも、注目できる点だ。

<sup>注5</sup> 株式会社第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部、「中高年者の遺産相続に関する調査」、全国に居住する50-79歳の男女、768人に質問紙郵送調査法で2005年10-11月に実施。有効回収率715名。

図表31 相続した資産を子供に残すか

(単位：%)

	回答数 (人)	自分で全部 使い切りたい	自分で適度 に使い残りは 子どもに相 続させたい	自分ではなる べく使わずに 子どもに相 続させたい	
全 体	3956	10.6	71.1	18.3	
【性・年齢】 男性 計	2366	11.2	69.4	19.5	
20代	7	14.3	42.9	42.9	
30代	105	12.4	64.8	22.9	
40代	440	9.1	70.2	20.7	
50代	998	9.9	69.9	20.1	
60代	690	13.5	69.1	17.4	
70代以上	126	14.3	68.3	17.5	
女性 計	1590	9.9	73.7	16.4	
20代	27	11.1	74.1	14.8	
30代	159	10.1	66.7	23.3	
40代	440	8.0	74.5	17.5	
50代	643	10.0	75.9	14.2	
60代	268	12.7	70.9	16.4	
70代以上	53	9.4	75.5	15.1	
【居住地域】 首都圏	1275	10.9	73.2	15.9	
愛知県	295	11.5	73.9	14.6	
大阪圏	671	12.8	67.8	19.4	
その他	1715	9.4	70.4	20.2	
【誰からの相談】 配偶者	169	13.6	62.1	24.3	
親 計	3257	10.2	72.0	17.8	
父親	2106	10.2	71.5	18.3	
母親	1151	10.2	73.0	16.9	
その他	530	12.5	68.3	19.2	
意向【 引き上げ 【相続税引き上げ 引き下げるべき わからない】	引き上げるべき	369	18.2	71.3	10.6
	現行のままでよい	1259	8.5	76.4	15.1
	引き下げるべき	1483	9.1	71.7	19.2
	わからない	845	13.3	62.1	24.6

## 5 退職後の生活費確保と相続

### 高齢女性の相続額に対する落胆が心配

最後に、退職後の生活費を考える際に相続はどれくらいの意味があるのかをアンケートから探ってみたい。フィデリティ退職・投資教育研究所が2010年に実施したサラリーマン1万人アンケートでは、退職後の資産準備に公的年金以外で重要と考えるものを聞いた。結果は、退職金や企業年金、預貯金の取り崩しなどを当てにするサラリーマンが大半で、「遺産相続」を挙げたのは168人、全体の1.5%に過ぎなかった。ただ、年齢が上がるにつれて、また女性の方が、遺産相続が重要と考える傾向が強まっていることも窺われる。

サラリーマンの多くが、退職後の生活資金の確保に相続を想定していないとすれば大きな危惧にはならないが、最も気になるのは、「高齢の女性が配偶者間の相続を期待して、それが想定ほどではなかった」という事態だ。それが明確になってから、自助努力を考えても手を打つには遅すぎるからだ。

今回の相続人5500人のアンケートでは、事前の期待と現実のギャップを聞く設問を用意した。4426人の回答者のうち、1985人が事前の期待を持っており、その期待値とのギャップを、1)期待以上だった、2)期待通りだった、3)期待ほどではなかった、の選択肢で回答した。

期待ほどの金額ではなかったと回答した相続人は492人で、4926人の11.1%、事前も期待を持っていた相続人の24.8%となった。高齢者の相続人ほど期待ほどではなかったとする回答の比率が高まっていること、特に高齢女性でその比率が高いことを考えると、上記の懸念は十分に心配される事態だろう。

図表32 退職後の資産準備に公的年金以外で重要と考える方法 (単位：%)

	退職金・ 企業年金 の充実	預貯金を 使ったの 蓄え	資産運用	不動産の 取得	遺産の 相続	その他
全体(回答数=10976)	25.1	45.8	19.9	1.9	1.5	5.9
男性 20代(回答数=1399)	22.2	44.4	24.2	2.6	1.3	5.4
男性 30代(回答数=2160)	21.0	46.4	23.8	2.1	1.6	5.1
男性 40代(回答数=2075)	29.8	39.8	21.2	1.8	1.3	6.0
男性 50代(回答数=2096)	33.5	36.9	20.0	1.3	1.8	6.5
女性 20代(回答数=1065)	19.8	58.5	13.2	2.3	0.8	5.3
女性 30代(回答数=777)	17.6	56.9	15.4	1.8	1.7	6.6
女性 40代(回答数=752)	19.5	56.1	14.9	1.6	1.5	6.4
女性 50代(回答数=652)	26.5	48.2	15.0	1.1	2.6	6.6

(出所)フィデリティ退職・投資教育研究所レポート、「不安なのに準備できない」、2010年4月

図表33 遺産相続への期待と現実

(単位：%)

	回 答 数 (人)	の 金 額 だ っ た 期 待 し て い た 以 上	金 額 だ っ た 期 待 し て い た 通 り の	金 額 で は な か っ た 期 待 し て い た 程 の	も と も と 期 待 は し て い な か っ た
全 体	4426	16.0	17.8	11.1	55.2
【性・年齢】 男性 計	2634	14.5	18.5	11.6	55.3
20代	41	19.5	22.0	12.2	46.3
30代	188	18.1	22.9	9.0	50.0
40代	572	15.2	14.9	10.3	59.6
50代	1082	13.5	18.9	11.0	56.7
60代	635	13.7	19.2	15.4	51.7
70代以上	116	18.1	21.6	6.9	53.4
女性 計	1792	18.1	16.6	10.4	54.9
20代	58	29.3	13.8	6.9	50.0
30代	218	20.6	11.9	8.3	59.2
40代	535	17.0	14.0	8.8	60.2
50代	676	18.0	18.5	10.9	52.5
60代	257	17.5	21.4	12.8	48.2
70代以上	48	8.3	18.8	20.8	52.1

## 重要情報

- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。
- 投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
- 投資信託説明書(目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
- ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
  - 申込時に直接ご負担いただく費用： 申込手数料 上限 4.4%(消費税等相当額抜き4.0%)
  - 換金時に直接ご負担いただく費用： 信託財産留保金 上限 1%
  - 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用： 信託報酬 上限 年率2.123%(消費税等相当額抜き1.93%)
  - その他費用： 上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。  
※当該手数料・費用等の上限額および合計額等については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。ファンドに係る費用・税金の詳細については、各ファンドの投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

ご注意)上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

(2019年10月1日現在)

フィデリティ投信株式会社 金融商品取引業者

登録番号： 関東財務局長(金商)第 388 号

加入協会： 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

MK120309-1